

広島県告示第六百四十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年七月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

三次市（君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町及び三和町を除く。）

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二〇年九月一日	午後一時～午後四時	庄原農協甲奴支店
平成二〇年九月二日	午前九時～午後四時	三次市役所
平成二〇年九月三日	午前九時～午前十一時三〇分 午後一時～午後四時	
平成二〇年九月四日	午前九時～午後二時	みよしまちづくりセンター

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二〇年九月一日～ 平成二〇年一〇月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会